

議会改革推進会議議録

平成23年8月19日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成23年8月19日(金) 午前11時05分～午前11時17分
- 2 開催場所 第2・3委員会室
- 3 出席議員
議長 大井捷夫
副議長 宮崎勝郎
高島真 新 秀隆 尾崎邦洋
中崎孝彦 豊田恵理 福沢美由紀
森美和子 鈴木達夫 岡本公秀
坊野洋昭 伊藤彦太郎 前田耕一
中村嘉孝 片岡武男 宮村和典
前田稔 小坂直親 竹井道男
櫻井清蔵
- 4 欠席議員 服部孝規
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 新山さおり
- 6 傍聴者 (一般)なし
- 7 事項
1 亀山市議会改革推進会議規程について
2 検討部会について
3 議会改革に取り組む案件等について
4 その他
- 8 経過 次のとおり

午前11時05分 開 会

○議長（大井捷夫君） どうもご苦労さまでございます。

ただいまから、議会改革推進会議を開催いたします。

まず、亀山市議会議会改革推進会議規程について、事務局の方から説明をしていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局長（浦野光雄君） それでは、お手元に配付いたしております議会改革推進会議規程をごらんいただきたいと思っております。

ようやく整備をされまして、本日、代表者会議の方でご確認をいただいております。

まず、朗読をもって説明にかえたいと思っております。

まず第1条、趣旨でございます。この規程は、亀山市議会基本条例第19条の規定に基づき設置する亀山市議会議会改革推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとするということで、基本条例にうたっております条文、基本条例の第19条は、議会は継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置くことと定めてございます。また、解説では、基本条例の制定だけではなく、運用も含めた継続的な改革の推進を目的としておりますので、設置規定が定めてございます。

次、第2条、所掌事項でございます。推進会議は、亀山市議会が継続的に議会改革を推進するため、次の事項を所掌するというもので、第1号から第6号まで掲げてございます。

まず第1号に、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方の調査及び研究に関すること。

第2号に、社会情勢や他市の状況等議会を取り巻く環境の調査及び研究に関すること。

第3号に、条例における目的の達成の検証に関すること。

第4号、検討部会の部会員の選出に関すること。

第5号、亀山市議会議会改革推進会議規程に関すること。

第6号、その他推進会議の目的の達成に必要な事項に関すること。

次、第3条に組織をうたっています。この推進会議は、議員全員をもって組織する。

第4条に、会長及び副会長。推進会議に会長及び副会長を置き、会長は議長を、副会長は副議長をもって充てる。

第2項、会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

第3項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条、会議。推進会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

第2項、会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3項、会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席議員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

第4項、会議の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則を準用する。

第6条、検討部会。推進会議は、その補助機関として検討部会を置く。

第7条、検討部会の所掌事項。検討部会は、次の事項を所掌し、その経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

第1号、第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる事項に関すること。

第2号、前号に関する事項の検討事項の決定に関すること。

第3号、その他推進会議から指示された事項及び検討会議の部会長が特に必要と認める事項に関すること。

第8条、検討部会の組織。検討部会は、部会員7人で組織する。

第2項、推進会議の会長及び副会長は、前項の部会員には含まない。

第9条、部会員。部会員は、各会派所属議員数に応じ、別表に定める選出基準により選出する。この場合において、各会派につき1人は選出できるものとする。

2項、各会派から選出される部会員が定数を超過する事態が生じた場合は、2人以上の部会員を有する会派のうち、別表に定める案分率の低い会派から減員するものとし、同人数の場合は、当該会派間の抽せんにより減員する。

第3項、各会派から選出される部会員が定数に満たない場合の部会員の選出については、案分率の高い会派から増員するものとし、同人数の場合は、当該会派間の抽せんにより増員する。

第4項、部会員が所属する会派を離脱した場合は、当該部会員は、部会員を辞任するものとする。

第5項、部会員の辞任、会派の変更または新規結成等が生じた場合の部会員の補充及び変更は、推進会議に諮って決定する。

6項、部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7項、補欠により就任した部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条、部会長及び副部会長。部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。

2項、部会長は、検討部会を代表する。

3項、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条、検討部会の会議。検討部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

第2項、検討部会の会議の議事は、出席部会員数の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

第3項、推進会議の会長及び副会長は、検討会議の会議に出席する。ただし、前項の決定には参加しない。

第4項、検討部会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席部会員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

第5項、検討部会の会議の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則を準用する。

第12条、その他。この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

別表として、部会員の選出基準が案分率等を示してございます。

それで、先ほど規程の(案)とついてございますけれども、代表者会議の方で先ほど確認をいただきましたので、(案)を消していただきたいと思います。

以上です。

○議長(大井捷夫君) ありがとうございます。

次に、検討部会員について、この部会員につきましては、会派の案分率により選出することで代表者会議で決まりました。各会派から、ごらんとおり部会員の報告がございました。この7名の部会

員におきまして、議会改革に向けて協議し、提案していただき、そしてこの全議員における議会改革推進会議において決定する運びとなります。部会員の方々にはよろしく願いをいたしたいと思えます。

また、検討部会には正・副議長も同席させていただきますので、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、議会改革に取り組む案件についてでございます。

どのような項目について改革に取り組むのか、その案件については、検討部会員の皆さんにお任せをいたしたいと思えます。議題に上げて、議会改革に向けて取り組んでいただきたい案件がございましたら、各会派内で協議していただき、それぞれの部会員に伝えられて、そして検討部会で議論をしていただきたいというふうに思えます。

そのようなことで進めていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

○議長(大井捷夫君) 次に、その他の項でございます。

その他、何かご意見がございましたら、意見をどうぞ。

(発言する者なし)

○議長(大井捷夫君) なければ、以上で議会改革推進会議を閉会させていただきます。

それから、検討部会をこの後ということで、代表者会議ではございましたけれども、きょうこの部会員の服部議員が欠席をされておりますので、検討部会開催の案内は改めてさせていただきます、これも早急に実施していただかなければならないと思えますけれども、そういうことで正・副部会長の決定をいただきたいというふうに思っておりますので、本日のところはもう少し日にちをいただきたいというふうに思えますので、よろしく願いをいたします。

よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

○議長(大井捷夫君) それでは、この議会改革推進会議を閉会いたしたいと思えます。

長時間にわたりまして、全協からこの会議までありがとうございました。

これで閉会をいたします。ご苦労さまでございました。

午前11時17分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 23 年 8 月 19 日

議長 大井捷夫